



大庄屋の日記



● 日記の始まりと終わり

日記が書き始められたのは1694年（元禄7）9月26日です。この日の条に「前谷村次郎左衛門、与頭被仰付候」とあります。「与頭」^{くみかしら}とは近世前半の越前における「大庄屋」の通称のことです。

日記の終わりは1705年（宝永2）9月22日で、この日の条には「大庄屋役不相応」との理由で役を罷免されたとあります。次郎左衛門はそれを「時節到来」とみなし、今後は家を治めることができ「第一之観（歓）楽」と記して日記を締めくくっています。

一拙者并善右衛門・平助共二御陣屋へ被召出候而、織右衛門様・沢右衛門様を以被仰渡候ハ、拙者義大庄屋役不相応ニ被思召候ニ付、被召上候由被仰聞奉畏罷立候
右拙者役義元禄七年戊ノ八（九）月廿六日ニ五味小左衛門様方被仰付相勤申候、事ニ有本末、物ニ始終あり、被仰付人有、又被召上人有、是時節到来、非他事ニ、以自家を治事、是第一之観（歓）楽 以上
宝永二年九月廿二日条

● 「火元入寺」の慣習

火事を出した際に、火元の者が入寺する慣行のことで、鎮火後すぐ入寺して謹慎していることを示し、罪の追及を逃れたようです。

1696年（元禄9）11月18日条に、北村八兵衛の家から出火したとあり、その後の24日条には、同村五兵衛と田中村徳右衛門が八兵衛寺入りの詫言願書を舟寄代官所へ出し、その結果、手代から出寺をゆるす手紙が組頭次郎左衛門に届いたとあります。

一北村八兵衛出火仕、七兵衛類、亥之刻右之通兩人持高書付中川村人足式人ニ為持、数右衛門様并二仙右衛門様へ御注進申上候
元禄九年十一月十八日条
一數右衛門様北村火事覚書御請取候由御返事被遣候
同十一月十九日条
一北村五兵衛・田中村徳右衛門を以北村八兵衛寺入之詫言願書を以申上候へハ御赦被成候、則数右衛門様御手紙有
同十一月廿四日条

● 女性の旅行

越前に在住する女性が旅行で板取・細呂木等の口留止番所を出る際に必要な女通手形は、福井藩町奉行所が管轄し、そこへ申請して発行されました。大庄屋はその手続きにも関わっていたため、日記の中には、女性の旅行に関する記述が見られます。行き先のほとんどは、伊勢か京都、あるいは加賀山中です。農繁期を避け、伊勢・京都方面は7・8月に集中し、山中湯治は冬から春早くに多いです。旅行者のほとんどは妻または母となっており、主に年長者たちの遊山を兼ねた旅だったようです。

一一年三十四女老人 矢地村清兵衛「」
一一年三十二女老人 同人 □女
右者加州山中へ湯治仕候ニ付、細呂木口御番所罷通り候御手形奉願候
元禄八年十月廿六日条
一一年五十三女老人 舟津村彦右衛門妻
一一年六十三女老人 同武兵衛女
右ハ伊勢参宮仕度候間板取口通手形奉願候ニ付、御定之通下手形出し申候
同十三年七月廿八日条